

平成27年度 国立大学法人島根大学 年度計画

国立大学法人島根大学の中期目標・中期計画(平成22～27年度)に基づく平成27年度計画を以下に示す。
また、中期目標を四角(点線)で囲んで該当箇所に示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容・成果及び実施体制等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

① 主体的に学び自らを高めようとする人材を確保する。

No. 1

- ① 地域貢献人材育成コースの設定に合わせて全学部で地域貢献人材育成入試を導入・実施する。
- ② 大学での主体的学修の意義や魅力を発信し、本学への就学意欲を高めるために実施してきた学生による出身高校(母校)訪問の取組みについて、件数を現状の2割増加させ、その効果検証を行う。
- ③ 平成26年度までに実施した入試種別ごとのアドミッション・ポリシーの点検結果に、志願状況の推移、入学後の学修状況、進路状況等のIRデータを対応させて分析し、第3期中期目標期間に向けた各学部の入試改善方策を取りまとめる。

No. 2

- ① 中学生・高校生を対象とした体験学習プログラム(大学生との交流活動等)の成果を総括し、受験者の能力を多面的・総合的に評価する入試や、育成型入試の導入について検討する。

No. 3

- ① 女子高生の理系への進路選択を促進するために、ロールモデルの動画を作成し、ホームページに掲載する。冊子とともに、オープンキャンパスや高校訪問の際に活用し、今まで実施した取組について検証する。

② 教養教育と専門教育を通して、主体的に学ぶ力を身につけ、豊かな人間性と社会性を備えた人材を育成することができるよう、学士課程教育の質を保証し、学士力を高める。

No. 4

- ① 平成27年6月までに揃う全学共通教育科目及び各学部専門教育科目のカリキュラムマップを共通データとして、各学士課程教育の人材育成目標、カリキュラムポリシー、個々の授業科目の設置等の相互の整合について検証し、質保証の観点から必要な改善を行う。

No. 5

- ① 全学共通教育にとどまらず、学士課程教育との接続に係る3つの課題(教育方針の公表、学習環境の質向上及び体系的な履修促進)が「平成26年度全学共通教育の質保証報告書」に取りまとめられた。それらの改善を目指し、各部局のシラバス改善を推し進めるとともに、シラバスを活用した学生の主体的履修等(授業科目選択や体験活動等への参加)を促すための履修システム改定計画を策定する。併せて、卒業認定の厳格化に向けた作業ガイドラインを取りまとめる。

③ 現代社会が抱える課題に応える人材を育成するため、教養教育・専門教育等を充実させ、社会人

としての基礎力を高める。

No. 6

- ① 入学前教育、補完教育、初年次教育の効果（学力水準の向上に伴う大学カリキュラムへの適応）について検証し、育成型入試と連動した教育プログラム（試案）を検討する。

No. 7

- ① 主体的学修の体系的履修を促す教育プログラム「プラスαの学び」のうち、「特別副専攻プログラム」「就業力育成特別プログラム」「英語高度化プログラム」「ソーシャルラーニング関連科目」等の履修状況や教育成果を検証し、よりわかりやすく履修しやすいプログラムへと再体系化を検討する（平成28年度入学生より実施）。

No. 8

- ① 正課外活動で身につける社会人の涵養と強化をめざし、積極的社会参加を促す内容（障がい者支援、高齢者支援、地域ボランティア活動の基礎的知識など）、職業人としての基本的な知識や態度を育成する内容（税金や年金の仕組みなど）などを含む新たな社会人育成科目を学生支援センター及びキャリアセンターにおいて開講する。

No. 9

- ① 教養教育及び各学部の専門教育を含めたキャリア系授業科目に関して、地域との連携を強固にすることによって内容の充実を図る。
- ② これまでのキャリア系授業科目の教育効果を踏まえた上で、新たな就業力育成特別教育プログラムの改定を検討し、実施案を策定する。

No. 10

- ① ソーシャルラーニング事業、地域人材育成支援(COC)事業、特別研究プロジェクトを含む、地域社会を活動フィールドとする現場重視型教育の支援体制を全学的視点から整理する。

④ グローバル化した社会に対応できる人材を養成するため、国際共通語としての英語教育を充実させる。

No. 11

- ① 英語高度化プログラムの選択自由科目の積極的展開によって、履修登録者を60名に増加させる。
- ② 第3期中期目標期間に向け、人材育成目標の中で特にグローバル化を重視している理系の部局等において、外国語教育センターと各部局との協働により、さらなる英語力向上のための具体的方策を提示する。
- ③ 英語高度化プログラムも含め、第2期中期目標期間中の学生の英語基礎力の向上について習熟度レベルごとに検証するため、TOEICスコア等の経年変化の追跡や、他の関連専門科目等の成績との関連性などについて検証する。またその結果を受けて、第3期中期目標期間中の「グローバルコミュニケーション力育成ポリシー」を策定する。

No. 12

- ① 第2期中期目標期間中に開発した英語正課外プログラムに参加する学生数を20%増加させるとともに、松江キャンパス及び出雲キャンパスにおいて、英語の自学自習の拠点となるスペースの整備を進め、学習環境の改善と学習支援の強化を図る。

【大学院課程】

⑤ 高度の専門性と応用力、創造力を身につけることができるよう、大学院課程教育の質を保証し、大学院教育の国際的通用性、信頼性を向上させる。

No. 13

- ① 「島根大学大学院 教育の質保証評価書」で指摘された課題に沿って、大学院課程教育の

質を保証し国際通用性（学位の国際通用性・研究水準・修了生の国際性）を高めるのに必要なアイテムについて不十分とされた点の改善を進める。

No. 14

- ① 第2期中期目標期間中の大学院修了者の就職先（地域、業種、職種等）の分析を進め、各学位課程の目的とする高度専門職業人としての人材像との一致について検証する。またその結果に基づき、カリキュラム等教育課程の改定点やキャリア支援の課題を明らかにする。

No. 15

- ① 高度の専門性に向かう学生の主体的学びに資するよう、各学位課程ごとに、その特色を反映させたシラバスとなるようシラバスの枠組みの改定を行う。

【学士課程・大学院課程共通】

⑥ 教育全体の継続的検証・評価・改善により、教育の質保証及び質向上を促進する。

No. 16

- ① 第2期中期目標期間中に教育質保証委員会による PDCA サイクルが確立されたが、C→A がピアレビュー段階にとどまっているため、改善提言機能を発揮できるよう会議運営を改善する。

No. 17

- ① 第2期中期目標期間中、「大学間連携共同教育推進事業」及び「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の各幹事校を務めることによって構築してきた中国・四国地域近隣大学、産業界、自治体等との連携・交流を維持・発展させるとともに、他大学や地域社会ステークホルダーの視点からの教育成果点検を行う。

No. 18

- ① 第3期中期目標達成評価並びに教育の質の保証及び向上を促進するため、大学が実施する事業に関する教員の教育等の活動を評価する教員個人評価システムを改善する。

【教育の実施体制】

⑦ 現代社会が抱える課題に機敏に対応できるよう必要な組織整備を実施する。

No. 19

- ① 法務研究科を含めた大学院及び学士課程における組織見直しを検討する。

(2) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

① 学生の自主的学修を促進するため、教育環境を整備する。

No. 20

- ① 平成26年度に提出した「自主的学習環境評価書」に取りまとめられた課題を踏まえ、第3期中期目標期間に向けて、自主的学習を助長するIT環境及び体制の整備計画を策定する。

② 学生の修学、進路選択、及び学生生活等に関する相談体制を強化する。

No. 21

- ① 平成26年度より開発中の未来予測型主体的学修支援システム（WILL BE）導入のためのロードマップを示す。また WILL BE システムを柱とした修学（専攻や授業科目等の選択）・進路選択の支援及びそのために学生が利用可能なリソースを体系化（模式図を作成）し、教育研究評議会をはじめ関連委員会に提案する。

No. 22

- ① 第2期中期目標期間中の経済的支援を総括するため、支給額の不足度、手続き上の問題及び卒業後の不安等の学生の側から見た制度上の課題を調査分析し、大学が独自に行う支援の

必要度について評価する。

No. 23

- ① 第2期中期目標期間中の進学・就職状況について、キャリアセンターと各学部との協働により検証し、各学士課程教育の人材育成目標の観点から、現在の進路支援体制の改善点を明らかにする。

No. 24

- ① 部局毎に女子学生の大学院進学状況を検証するとともに、部局別に大学院進学促進策を検討し、実施する。
- ② 女子学生の大学院進学支援のために、女性研究者と女子学生等との交流の場について、開催回数を増やすことにより、参加者の増加及び内容を充実させる。

No. 25

- ① 学生支援センターと保健管理センターとの協働により小冊子「心身ともに充実した大学生活のために（仮題）」を作成し、平成28年度新入生全員に配布する。また、学生研修会（サークルリーダー研修会等）で資料として活用し、学生の心身・健康に関するセルフケアに役立てる。

No. 26

- ① 「指導教員の手引き」を見直し、学生支援のスキルアップに役立つ冊子を作成し、教職員に配布する。また、教職員対象のFD・SD研修会の資料として活用する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準・研究の成果及び実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 地域の知の拠点としての役割を果たすとともに、地域課題及び本学の研究蓄積に立脚した特色ある国際的水準の研究を重点的に推進し、その研究成果を積極的に社会に還元する。
--

No. 27

- ① くにびきジオパークプロジェクトセンター、ウッド・デザインプロジェクトセンター等の研究プロジェクトにおいて、文化と自然の地域資源を活用した研究の更なる推進を図るとともに、その研究成果を活用し、住民参加型のワークショップ等を開催し、地域活性化に資する活動を実施する。
- ② Ruby・OSS プロジェクトセンターや膝がん撲滅プロジェクトセンターを中心に、地域産業や地域医療を牽引する先駆的技術に関する研究の更なる推進を図るとともに、新技術説明会やシンポジウム等の開催により、研究シーズの積極的な提供を行い、地元企業との共同研究等の推進を図る。

No. 28

- ① 農林水産業の六次産業化プロジェクトセンター、疾病予知予防プロジェクトセンター、自然災害軽減プロジェクトセンター等を中心に、地域ニーズに応じ地域課題解決を志向した研究を行うとともに、地元企業との共同研究等の推進を図る。

No. 29

- ① 汽水域研究センター及び水産資源管理プロジェクトセンター等の研究プロジェクトにおいて、本学の特色ある研究蓄積に立脚した課題を地域との共同研究等により推進するとともに、その研究成果を論文発表、講演会・シンポジウムの開催等を通じて、地域社会に提供する。
- ② ナノテクプロジェクトセンター及び医・生物ラマンプロジェクトセンターを中心として、本学の特色である医理工農による学部を超えた学際的研究を更に推進し、その研究成果を論文発表、講演会・シンポジウムの開催等を通じて、積極的に社会に還元するとともに、地元企業との共同研究等の推進を図る。

② 本学の研究の個性化と質の向上を一層進めるために全学的研究連携・支援体制を強化する。

No. 30

- ① 若手研究者による学際的、個性的で質の高い研究の創出を支援するため、ポスター発表等研究成果を発表することができる機会の更なる整備・充実を図るとともに、論文投稿費用の支援を充実させる。

No. 31

- ① 総合科学研究支援センターにおいて共同利用設備・機器の継続的な整備を進めるとともに、学内は元より中国・四国ブロックでの更なる相互利用の促進を図る。
- ② ニーズや利用状況等に基づき電子ジャーナルの見直しを行い、平成 28 年度から平成 30 年度までの第 6 期学術情報基盤整備計画を策定する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

① 島根県内の地域社会と連携し、全学部・全研究科において地域を志向した教育・研究の一層の進展を図り、もって地(知)の拠点としての機能強化を推進する。

No. 32

- ① 平成 28 年度から入学する COC 人材育成コース生に提供するための PBL、セミナー、ワークショップ等を複数回実施し、地域課題解決型教育の基礎を確立する。
- ② 地域学習支援 IT システムに、大学・地域双方の資源と課題を結び付ける「地域課題解決支援機能」の追加を目指して体制整備を行う。
- ③ 地域学習支援 IT システムにより配信する「地域学習コンテンツ」を充実させ、地域に関する知識の集積と共有を目指す。
- ④ 地域貢献を強く志向する学生を平成 28 年度から受け入れるため、「地域貢献人材育成入試」を実施する。

(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

① 地域産業の振興及び地域医療の充実に向けた産学官の連携を強化する。

No. 33

- ① 各学部・研究科において、地域の産業界や自治体等との連携体制を強化する。
- ② 山陰合同銀行との間で平成 26 年 12 月に締結した大学発ベンチャー等支援に関する協力協定を活用し、本学の研究シーズを実用化に向けて積極的に提供する。

No. 34

- ① 関連学部・研究科において社会人受け入れを推進し、地域産業界のニーズを踏まえた高度な人材の育成を図る。

No. 35

- ① 地域医療に興味と熱意を持つ学生人材の育成を目標とした、地域医療実習及び島根県などの関係機関と共催にする「地域医療振興フォーラム」における地域枠推薦学生の学修成果を報告など、これまでの成果を検証し、第 3 期中期目標期間に向けた方策を取りまとめる。

② 多様な教育研究活動を通じて地域文化の発展に資する。

No. 36

- ① 市町村の生涯学習・社会教育担当者、公開講座受講生や市民パスポート会員へのアンケート調査結果をもとに、「地域や住民のニーズをふまえた公開講座の企画・展開の手引」を作成・配布し、学習ニーズの多様化や高度化に組織的に対応する。

No. 37

- ① 第2期中期目標期間中に実施し、地域の教育並びに文化の保全・継承・創造の上で成果をあげた関係機関との連携・協力事例を取りまとめ、Web上に事例集として公開するとともに、事業の検証を行い、第3期中期目標期間に向けた方策を取りまとめる。

No. 38

- ① ミュージアムが保有する学術資料等の展示活動や社会人を対象とした講座等を実施するとともに、島根大学標本資料データベース、島根県遺跡データベース等の充実を図る。
- ② 本学が推進する遺跡資料リポジトリシステムを含む全国の大学図書館で分散的に構築・運用されている遺跡リポジトリシステムを、奈良文化財研究所に構築されるシステムへ統合し、利用環境の向上を図る。
- ③ 学内外の関係機関等と連携して、デジタルアーカイブシステムにデジタル画像データ及び検索用のメタデータを付与して登録することにより、教育研究等の利用に供するとともに、地域に対するサービスを充実させる。

(3) 国際化に関する目標を達成するための措置

① 地域課題に焦点をあてた国際交流を戦略的に推進し、その成果を国内外へ発信する。

No. 39

- ① 国際連携重点プロジェクトを推進し、国際交流重点校とのこれまでの交流実績を踏まえ、さらに協定校の重点化を進めるとともに、交流の実質化を図る。

No. 40

- ① 寧夏大学、寧夏医科大学を始めとする重点校群の大学や平成26年度新規に締結したタイ、台湾などの大学群と連携し、島根県の地域課題である環境・少子高齢化対策や先端科学技術に関する学術研究を更に推進し、成果を国内外へ発信する。
- ② 従来の学部生に加え、大学院生の海外協定大学における短期研修や交換留学に係わる派遣受入体制を強化し、東アジアを中心に大学間派遣受入学生数をさらに拡大する。

② 本学学生の海外派遣と海外からの留学生、研究者の受け入れ体制を強化する。

No. 41

- ① 海外留学・海外研修生数を増加させるため、学生を中国や台湾などの協定校での短期研修に積極的に派遣するとともに、平成27年度から「中国語実用化プログラム」特別副専攻を開講する。

No. 42

- ① サマースクールの継続実施、日本語補講の強化を図り、外国人留学生の日本語・日本文化の理解を深める体制を整備する。

No. 43

- ① 優秀な外国人留学生を増加させるため、新たにスリランカ等に島根大学からの帰国留学生同窓会設立を積極的に支援し、帰国留学生間のネットワーク強化を図る。

No. 44

- ① 東アジアを中心に進出を目指す地元企業や地域の島根県経営者協会等と協働して、平成26年度に設立した「外国人留学生受入支援基金」を活用し、地元企業における外国人留学生のインターンシップ・就職支援体制を開始・発展させる。

- ② 東アジアの協定大学日本語学科や有力な日本語学校（中国、タイ、ベトナム、インドネシア等）と協力し、「外国人留学生受入基金」の支給可能な、日本語の堪能な外国人留学生の推薦・受入を実施する。

（４）附属病院に関する目標を達成するための措置

① グローバルに活躍する能力を有し、地域医療に貢献できる幅広い医療人を育成する。

No. 45

- ① 国際的な視点を持ちながら島根の地域性を理解し地域で総合診療医等として活躍できる医療人の育成を図るために、未来医療研究人材養成拠点形成事業（地方と都会の大学連携ライフイノベーション）を引き続き推進し、地域包括ケアコンソーシアムを活性化させ、地域医療で活躍できる医療人を養成する。併せて、海外での臨床研修を推進する。
- ② 教授ポストを配置して体制強化した卒後臨床研修センターの指導対象を初期から後期研修医まで拡大し、しまね地域医療支援センター及び島根県と密接に協働して、島根県に軸足を置く医師のキャリア形成支援システムを強化する。
- また、地域でリーダーシップを発揮できる総合診療医を育成するため、総合診療科の診療を拡充するとともに、救命救急センター及び大田総合医育成センターを活用する。更に、本院の初期臨床研修医が島根県立中央病院救命救急センターにて研修するプログラムを企画・実施し、救命救急センター間の交流を推進して、多様な救急医療を修得できる教育指導体制を整備する。

No. 46

- ① アジア諸国の大学・医療機関との臨床領域の相互協力を拡充するために、先進医療及び小児希少疾患に係る共同研究を引き続き推進し、学生、研修医及び若手医師の臨床研修等の交流を拡大する。

② 島根県の医療の中核として臨床研究を推進するとともに、より安全、安心かつ質の高い医療提供体制を構築する。

No. 47

- ① 医学生、研修医及び若手医師に対する救急医療教育及び研修を推進するために、更に救命救急センターの体制強化を図る。特に外傷救急教育を行う講座を設置し、全県を対象とした高度災害・外傷に対応する診療部門立ち上げの準備作業を行う。また、24時間対応が可能となったヘリポートを活用して、防災ヘリコプター等による病院間搬送を推進し、県内の患者搬送業務を支援する。
- ② 災害拠点病院及び二次被ばく医療機関としての体制を強化するために、救命救急センターを中心として、院内の対応体制、行政及び地域住民との連携体制並びにDMATを増やすなど災害時の医療関係者派遣体制の強化・充実を図る。
- ③ 県内唯一の特定機能病院として、高度で先進的な医療を推進するとともに、特に心血管疾患、脳神経疾患に対する高度医療の継続実施に必要な医療機器の整備と人材育成を図る。
- ④ 島根県における医療安全・感染対策の拠点として、周術期管理の徹底、専任のスタッフを増員するなど院内の医療安全支援体制を向上させ、島根県下の医療施設とのネットワークを強化する。
- ⑤ プライバシーマークの認証を継続するとともに、患者情報を含む個人情報の保護と管理体制を充実させる。

No. 48

- ① 生活習慣病及びがんに対して先進的な診療を提供するとともに、がん地域連携パスの運用等、地域医療機関との医療連携の強化を図るために、更に病院の体制整備を行う。
- ② 実施体制の充実を図った臨床研究センターを中心に、地域の医療機関と連携してコホート研究を推進するアカデミックノリッジネットワークと協働し、高い医療倫理と適正な医療統計等

により、質の高い臨床研究を行う。

- ③ 島根県内のがん医療の更なる高度化のために、腫瘍センターを中心に希少がん対策を含む包括的ながん医療を推進するとともに、都道府県がん診療連携拠点病院として地域がん診療連携拠点病院のハブ機能を果たす。
- ④ がん医療人の養成を行うために、大学改革推進事業（がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン）を推進するとともに、実績評価を開始する。

③ ワーク・ライフ・バランスを重視した、働きやすい職場環境の確立と効率的な病院運営を推進する。

No. 49

- ① 再開発事業により整備された病棟・外来の各施設の効率的な運用を図るために、特定集中治療室の増床など戦略的な病院経営プロジェクトを継続・強化する。
- ② 働きやすい職場とするために、第三者評価、職員満足度調査を継続し、イブニングシッター制度を設け、女性医療従事者の復職・育児支援及び福利支援事業を拡大、充実させ、福利厚生制度の周知と利用をさらに促進する。病棟看護でパートナーシップ・ナーシング・システムを本格導入して超過勤務時間の縮減、安全で効率的な看護を実践する。

(5) 附属学校に関する目標を達成するための措置

① 幼・小・中一貫教育に関するプログラム開発と教育実践に取り組む等、学校教育改善のための新たな教育・研究活動を推進し、地域社会が求める学校教育改革プランのモデルを提案する。

No. 50

- ① 「幼小中一貫教育」の成果を踏まえ、発達段階、教科の系統性に基づいた研究を推進するとともに、研究発表会の改善を行い第3期中期目標期間に向けた方策を取りまとめる。

No. 51

- ① 全国初の附属学校学習生活支援研究センターを開設し、大学や地域の教育委員会、公・私立学校等と協働して、通常学級における特別支援教育のあり方について実践研究を進める。

No. 52

- ① 附属学校の教育研究内容を充実させるため、学部教員と附属学校教員が共同で運営する附属学校部の運営体制を見直し、機能の強化を図るなど、地域に開かれた教育研究活動推進のための活動を検証し、第3期中期目標期間に向けた方策を取りまとめる。

② 教育学部及び教育学研究科の教員養成機能の一翼を担い、養成教育に関する理論＝実践融合型の教育・研究活動を推進するとともに、優れた資質と高い教育的実践力を有する学校教員を育成する。

No. 53

- ① 「四年一貫型教育実習プログラム」について継続的に検証し、改善に努めるとともに、新たに教科間連絡会議などの仕組みを作り、学部教員と附属学校教員との連携体制の強化を図る。

No. 54

- ① 教育学研究科における長期インターンシッププログラムの成果を検証するために開催する「学校教育実践研究」の中間報告会及び成果発表会にポスター発表を取り入れるなど、内容と形態を見直し、改善を図る。
- ② 教職大学院設置を視野に入れ、新たな教育実習プログラムを地元教育委員会との連携によって構築する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善及び事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

① 学長のリーダーシップのもと、機能的な業務運営を推進する。

No. 55

- ① 第3期中期目標期間に向けて、地域貢献・国際化を重点的に取り組むための学長補佐体制を整備する。

No. 56

- ① センター等で業務系教員と一般職員の業務分担を見直し、教職協働を促進する。

No. 57

- ① 平成26年度に導入した業績連動型年俸制について、適切な業績評価体制のもと評価を実施する。
- ② 業績連動型年俸制を適用した若手・外国人研究者について、学内外における研究活動の活性化の方策を構築する。

② 構成員が互いの人権を尊重し、その個性と能力が十分発揮できる環境を整備する。

No. 58

- ① 仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を促進するために、女性教職員の支援制度に関する情報提供の強化及び教職員の意識改革等の施策を実施し、女性が働きやすい職場環境を整備する。

No. 59

- ① 就職活動時期の指導教員と学生との軋轢、及びアカデミックハラスメント（教員間、教員と学生）等に対する防止策を強化する。

③ 社会的ニーズの変化等に対応するため、必要に応じて教育研究組織を、柔軟かつ機動的に編成するための見直しを行う。

No. 60

- ① 教育学部、法文学部及び全学の大学院について、社会ニーズを踏まえた検証を行い、機能強化案を検討する。
- ② 社会的ニーズを踏まえ機動的な教育・研究を行うため、各機構の再編を検討する。

No. 61

- ① 新たな法学教育（法実務教育を含む）の教育プログラムを確立する。
- ② 山陰法実務教育研究センターにおいて、教育プログラムを検証し、改善を図るため、受講生及び受講生の派遣機関への調査を実施する。

④ 事務処理の簡素化・迅速化を図るとともに、随時事務組織の見直しを行う。

No. 62

- ① 統合認証システム導入、学内情報システム更新を踏まえた諸手続きの簡素化や各種事務のシステム化・ペーパーレス化を検討し、一部実施する。

No. 63

- ① 技術職員を含む一般職員の業務を見直し、効率的な業務運営計画を検討する。
- ② 人件費の削減を踏まえ、優先順をつけた採用方針を確立するとともに、事務組織の見直しを行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

① 外部からの教育研究資金その他の自己収入を積極的に増やし、財政基盤を強化する。

No. 64

- ① 外部資金の増加に取り組むとともに、第2期中期目標期間における取組を検証し、新たな支援体制について検討する。

No. 65

- ① 同窓会等との連携により外部からの支援を充実させるとともに、第2期中期目標期間における取組を検証し、新たな支援体制について検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

No. 66

(平成23年度までに実施済のため、平成27年度は年度計画なし)

(2) 人件費以外の経費の削減

① 管理的経費の抑制を図り、その結果を教育・研究の実施体制の整備に反映させる。

No. 67

- ① 維持コストの削減を推進し、管理的経費の抑制を図るとともに、第2期中期目標期間における取組を検証し、新たな削減策・削減幅について検討する。

No. 68

- ① 病院収入の増収を図るために、診断群分類DPC (Diagnosis Procedure Combination) 経営解析に基づいた効率的な病院運営を行う。
- ② 医療の質向上と病院相互の経営の安定化(増収・経費節減)のために、地域(特に出雲圏域)の公的病院との連携を強化する。
- ③ 医療の質向上と管理的経費の抑制を図るために、当院独自に行っている病院医学教育研究助成事業を展開する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

① 資産を効率的に運用する。

No. 69

- ① 資産を効率的に運用するとともに、第2期中期目標期間における取組を検証し、資金の安定性、流動性及び効率性を勘案した資金運用計画を策定し、中国地区国立大学法人による共同運用、金融機関における大口定期預金及び国債による資金運用を行うとともに、土地等の有効利用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

① 自己点検・評価、第三者評価における評価結果を教育研究の質の向上及び大学運営の改善等に反映させる。

No. 70

- ① 教学企画 IR 室及び評価室との連携を強化し、PDCA サイクルの評価面においてエビデンスの強化を図る。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

① 社会の信頼に応える情報を公開するとともに、大学への理解を深める情報を発信する。

No. 71

- ① 自己点検・評価及び第三者評価における評価結果を、広報活動に活用する。
- ② 島根大学における教育・研究の質保証に関するわかりやすい情報発信を検討し、改善する。

No. 72

- ① 大学ポータルで公表する情報を充実するとともに、島根大学のホームページでも図表を用いた公表を行うなど外部の方にも分かりやすい評価情報の発信を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

① 豊かなキャンパスライフを提供するため、中長期的なプランに沿って施設整備・管理を行う。

No. 73

- ① 引き続き、キャンパスマスタープランに沿った施設整備を行うとともに、改善されたこれまでの施設マネジメント等のシステム改革の取組を検証する。

② 地域の中核的医療拠点としての附属病院を整備充実させる。

No. 74

- ① 平成 24 年度に再開発事業が完了し、平成 25 年度及び平成 26 年度に取り組んだシステム改善を評価し、その評価結果を地域の中核的医療拠点としての運営充実に活用する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

① 学内の安全衛生管理を徹底するとともに、学内構成員の健康と安全を守る環境をさらに整備する。

No. 75

- ① 安全衛生活動に取り組むとともに、第 2 期中期目標期間中に見直された労働安全衛生にかかる体制について検証し、組織の体制強化を図る。
- ② 生活習慣病管理強化のために、精密検査受診促進の体制整備を図る。
- ③ メンタルヘルス対策強化のために、学外機関を活用し、相談体制を強化する。

② 自然災害や人的災害等に対する安全の確保に努める。

No. 76

- ① 引き続き、自然災害や人的災害等に対する安全の確保に努め、第 2 期中期目標期間に実施した防火・防災訓練の検証結果を取りまとめ、危機管理に関する規則及び危機管理ガイドラインに基づいて見直しを行ったマニュアル等の検証を行う。

- ② 引き続き、消防設備等の法定点検、自主点検及び防火防災訓練を実施するとともに、改善された防火・防災体制を検証する。

③ 本学が保有する情報資産を守るために、情報セキュリティレベルを向上させる。

No. 77

- ① ネットワークシステムの更新で導入した情報セキュリティシステムの検証を開始するとともに、情報セキュリティ講習を実施し、情報セキュリティ対策を強化する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

① 公的研究費の不正使用防止等に努めるとともに、各種関係法令等の遵守を徹底し、適正な大学運営を行う。

No. 78

- ① 第2期中期目標期間中に改正された「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、全面的に見直しを行った本学における公正な研究遂行のための不正行為の防止及び不正使用の防止に関する体制整備を検証し、構成員に対する徹底した研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

27億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

なし

重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(塩冶)実習棟改修 ・小規模改修	総額 745	施設整備費補助金 (692) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (53)

注) 1. 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の事業が追加されることもあり得る。
2. 上記には附帯事務費を含む。

2 人事に関する計画

- ・学長のリーダーシップのもと、人事・給与システムの弾力化に取り組むことにより、教育研究の活発化を図る。
- ・一般職員の人材育成方針に基づき、複線型キャリアパスを更に推進するとともに、地方公共団体等との人事交流を行う。
- ・一般職員の年齢構成の適正化を図るため、早期退職者制度を活用し、組織の活性化を図る。

(参考1) 平成27年度の常勤職員数 1,382人
また、任期付職員数(注)の見込みを201人とする。

(注) 教育職員の任期に関する規程による任期付教員
(参考2) 平成27年度の人件費総額見込 15,577百万円 (退職手当は除く)

(別紙)

○予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成27年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,695
施設整備費補助金	693
船舶建造補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	403
国立大学財務経営センター施設費交付金	53
自己収入	19,124
授業料、入学料及び検定料収入	3,588
附属病院収入	15,304
財産処分収入	0
雑収入	232
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,314
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	0
計	32,282
支出	
業務費	28,552
教育研究経費	13,761
診療経費	14,791
施設整備費	746
船舶建造費	0
補助金等	403
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,314
貸付金	0
長期借入金償還金	1,267
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	32,282

[人件費の見積り]

期間中総額 15,577百万円を支出する。(退職手当は除く)

「運営費交付金」のうち、平成27年度当初予算額10,133百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額562百万円

「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、平成27年度当初予算額1,129百万円、前年度からの繰越額のうち使用見込額185百万円

2. 収支計画

平成27年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	31,052
業務費	27,689
教育研究経費	2,432
診療経費	7,541
受託研究費等	811
役員人件費	139
教員人件費	7,824
職員人件費	8,942
一般管理費	634
財務費用	214
雑損	0
減価償却費	2,515
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	31,421
運営費交付金収益	9,561
授業料収益	3,286
入学金収益	445
検定料収益	113
附属病院収益	15,304
受託研究等収益	811
補助金等収益	403
寄附金収益	425
財務収益	12
雑益	220
資産見返運営費交付金戻入	307
資産見返補助金等戻入	450
資産見返寄附金戻入	83
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	0
純利益	369
目的積立金取崩益	0
総利益	369

3. 資金計画

平成27年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	35,563
業務活動による支出	29,228
投資活動による支出	1,880
財務活動による支出	1,267
翌年度への繰越金	3,188
資金収入	35,563
業務活動による収入	31,535
運営費交付金による収入	10,695
授業料及び入学金検定料による収入	3,588
附属病院収入	15,304
受託研究等収入	811
補助金等収入	403
寄附金収入	502
その他の収入	232
投資活動による収入	746
施設費による収入	746
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	3,282

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

法文学部	法経学科	360 人	
	社会文化学科	280 人	
	言語文化学科	260 人	
	編入学	20 人	
	教育学部	学校教育課程	680 人
	(うち教員養成に係る分野)	680 人)	
医学部	医学科	610 人	
	(うち医師養成に係る分野)	610 人)	
	編入学	40 人	
	(うち医師養成に係る分野)	40 人)	
	看護学科	240 人	
総合理工学部	編入学	20 人	
	物質科学科	520 人	
	地球資源環境学科	200 人	
	数理・情報システム学科	400 人	
	機械・電気電子工学科	320 人	
	建築・生産設計工学科	160 人	
	編入学	24 人	
生物資源科学部	生物科学科	120 人	
	生命工学科	160 人	
	農林生産学科	340 人	
	地域環境科学科	180 人	
	編入学	40 人	
人文社会科学研究科	法経専攻	12 人	
	(うち修士課程)	12 人)	
	言語・社会文化専攻	12 人	
	(うち修士課程)	12 人)	
	教育学研究科	教育実践開発専攻	40 人
	(うち修士課程)	40 人)	
	教育内容開発専攻	40 人	
	(うち修士課程)	40 人)	
	医学系研究科	医科学専攻	150 人
		(うち修士課程)	30 人)
(うち博士課程)		120 人)	
看護学専攻		24 人	
	(うち修士課程)	24 人)	
総合理工学研究科	総合理工学専攻	272 人	
	(うち修士課程)	248 人)	
	(うち博士課程)	24 人	
	マテリアル創成工学専攻	6 人	
	(うち博士課程)	6 人)	
	電子機能システム工学専攻	6 人	
	(うち博士課程)	6 人)	

生物資源科学研究科	生物生命科学専攻	40人
	(うち修士課程)	40人
	農林生産科学専攻	44人
	(うち修士課程)	44人
法務研究科	環境資源科学専攻	36人
	(うち修士課程)	36人
法務研究科	法曹養成専攻	40人
	(うち専門職学位課程)	40人
附属幼稚園	80人	
附属小学校	学級数 4	
	普通学級	360人
附属中学校	学級数 12	
	普通学級	420人
	学級数 12	